令和５年度　事業計画書

自　令和５年　１月　１日
至　令和５年１２月３１日

公益財団法人大山守大場家保存協会

１　はじめに

当法人は平成２２年３月３１日に一般財団法人として設立以来、公益法人として認定を受けるまで様々な準備を整え、組織体制の強化を図り、平成２３年１１月２８日付で茨城県に対し公益認定申請を行った。その後の茨城県公益認定等審議会での審議を経て平成２４年３月１２日付で茨城県より公益認定を受けた。平成２０年１２月１日施行の現行公益法人３法（一般法人法・認定法・整備法）以降に茨城県内に設立された法人が公益認定を受けた第１号である、と伺っている。これもひとえに、当法人の目的でもある茨城県指定有形文化財「大場家住宅」の維持・保全管理、歴史・文化の顕彰について深い理解をお示しいただいた各方面の関係者の方々のご支援・ご協力により公益認定を受けられたものとして、改めて謝辞を述べたい。

公益法人初年度にあたる平成２４年度においては当法人の今後の活動の基礎がある程度構築されたものと自負している。これをふまえて令和５年度の事業計画を下記のとおりとする。今後もさらに関係機関のご協力を得ながら当法人の発展を目指す所存である。

２　令和５年度事業計画

Ｉ　公益事業について

当法人が掲げる以下の公益３事業を柱として年間を通して令和４年度に引き続き行うものとする。なお、新型コロナウイルスの感染予防対策を徹底するが、新型コロナウイルスの感染拡大などの状況により一般公開等の人数制限や季節ごとのイベントを中止とする可能性がある。

①　「大場家住宅」の一般公開（公１）

令和４年度と同様、火・水・木・土曜日午前１０時から午後４時までを一般公開に充てる。令和５年度は、令和４年度に引き続き、茨城空港や各役所、県内の郷土史関係施設等へのパンフレット、案内チラシの配置をお願いする予定に加え、平成３０年度に茨城県観光物産協会へ入会したことにより、情報発信の機会を増やし、一層の周知の拡大をはかる予定である。

また、新聞への掲載や、メディアへの情報提供や、公共機関での放映等を積極的に行い、HP 等での情報発信など、様々な地域に対して、認知度を高め、かつ地域と連携していく予定である。さらに、茶会や絵画展示会の会場として地域に場を提供していく。

令和５年度以降の小規模修繕については、劣化の程度をみて修繕箇所を決め継続的に修繕をはかる予定である。

また、令和４年度はコロナ禍でありながら、行方市をはじめとする地元行政機関や団体のご協力のもと、文化講演会、セミナーが開催することができた。

令和５年度においても関係機関のご協力を得て引き続き同様の取り組みを行い、大場家住宅及び行方地方の歴史・文化に少しでも興味を持っていただける環境づくりを進めていく所存である。

それから、今年度は資料館建設が始まり現在の大場家住宅にある資料を、新たに展示することを計画している。

なお、下記に参考として令和５年度の事業予定を掲げる。

月日	タイトル（主催）	法人としての対応等
2～3 月	ひなまつり	段飾りなどを提示し、来場者に大場家の歴史を知るきっかけをつくる。
3 月	春のお茶会	お茶会を敷地内で開催し、来場者に大場家の歴史を知るきっかけをつくる。
8 月	夏季史料セミナー	「古文書の読み方」「史料整理の方法」についての研修会を行う。
11 月	行方ふれあいまつり（行方市商工観光課）	広報活動、書籍・絵葉書販売等を行い、来場者に大場家の歴史を知るきっかけをつくる。

② 史料等の調査・研究等（公２）

年間を通して、月に２～３回程度「古文書教室」という場を設け、大場家所有の古文書の目録作成及び史料の調査・研究を行う。現在は茨城地方史研究会会長、久信田喜一先生をはじめとする知識のある先生方の研究のみに留まるが、従業員への知識の習得にも力を入れていく。調査結果を一般公開に併せて展示・資料の製作・販売を行う。

③ 歴史研究会（セミナー）・学術講演会（公３）

令和５年度に予定していた講演会については、会場の都合により前年度の１１月に実施済である。

また、歴史研究会（セミナー）については、令和５年８月頃に「古文書の読み方」「史料の整理方法」などのセミナーを一般向けに行う予定である。

Ⅱ　収益事業について

前年度に引き続き、平成２６年度に寄附を受け、当法人の基本財産とした土地をゴルフ場に貸し付けたことによる賃料収入である。

３　令和５年度収支予算

事業計画に基づく収支予算は別紙のとおりである。

４　その他

「大場家住宅」という名称は茨城県指定文化財としてのものであり、当法人が来場者や観光案内等、外部に向けて発信する際の名称は「大山守大塲家郷土屋敷」として展開している。

また、今年度は資料館の建設が始まり年度中に完成する予定である。